

第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正
について

(諮問第3123号)

<目 次>

1	報告書	1
2	改正概要	24
3	答申書（案）	41
4	新旧対照表	42

令和元年12月3日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 川 濱 昇 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

令和元年9月27日付け諮問第3123号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

「電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等」
に対する意見及びその考え方

意見募集期間：令和元年 9 月 28 日（土）～同年 10 月 28 日（月）（案件番号：145209391）
再意見募集期間：令和元年 10 月 31 日（木）～同年 11 月 13 日（水）（案件番号：145209417）

＜意見提出者の一覧＞

（敬称略）

意見提出者	再意見提出者
一般社団法人テレコムサービス協会	—
株式会社オプテージ	KDDI 株式会社
株式会社インターネットイニシアティブ	—
株式会社NTTドコモ	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 Wireless City Planning株式会社
KDDI 株式会社	ソフトバンク株式会社 Wireless City Planning株式会社
ソフトバンク株式会社	KDDI 株式会社
Wireless City Planning株式会社	
個人A～個人D（4者）	—
—	個人A、個人E（2者）

1. 総論

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1－1	再意見 1－1	考え方 1－1	
今般の電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案等については、接続料の算定に関する研究会第三次報告書（令和元年 9 月 25 日公表）における「移動通信における将来原価方式による接続料算定の在り方」を踏まえたものであり、賛同いたします。 第二種指定電気通信設備制度における将来原価方式の導入は、MVNOの事業運営上大きなウエイトを占める接続料に関し、MVNOにおける予見性の向上等が大いに期待でき、ひいてはモバイル市場の健全な競争環境の確保に資するものと考えます。 その点、令和 2 年度に適用される接続料から将来原価方式による算定がなされ、またMVNOに対して適切な時期に必要な情報開示が実施されるよう、速やかに本案にて省令等が改正されることを希望いたします。 加えて、運用開始後も、審議会等での検証や生じた課題に対する検討等を継続的にまた可能な限りオープンに実施頂きながら、適宜必要な見直しを行って頂くようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	—	賛同の御意見として承ります。 今般の将来原価方式の導入により、MVNOにおける接続料の予見性が向上する等、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの公正競争の一層の促進が図られることになると考えます。 速やかに省令等を改正すべきとの御指摘については、御指摘のとおり、総務省において、所要の手続きを速やかに進めることが適当と考えます。 検証を継続的にまた可能な限りオープンに実施すべき等との御指摘については、接続料の算定に関する研究会第三次報告書（以下「接続料研究会第三次報告書」という。）の指摘を踏まえ、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（以下「MVNOガイドライン」という。）」に記載されているとおり、総務省において、予測値の算定方法を毎年度継続的に検証する等の取組を着実に実施していくことが適当と考えます。	無
意見 1－2	再意見 1－2	考え方 1－2	
弊社から申し上げていた「将来原価方式の導入等」について、迅速に対応いただき感謝申し上げます。「データ伝送交換機能の接続料」の予見性向上等が進めば、MVNOが経営資源をより積極的に事業展開に活用でき、魅力的なサービスの開発や品質・サポートの向上等、利用者利便の向上が期待できるため、省令案等に賛同いたします。 【株式会社オプテージ】	—	賛同の御意見として承ります。 今般の将来原価方式の導入により、MVNOにおける接続料の予見性が向上し、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの公正競争の一層の促進が図られることになると考えます。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1－3	再意見 1－3	考え方 1－3	
「接続料の算定に関する研究会 第三次報告書（案）」に関する当社意見にて記載のとおり、MNOとMVNOの公正競争を一層促進させることを目的に、MVNOの更なるキャッシュフロー負担の軽減及び予見性の向上という観点から、将来原価方式を導入するにあたっては、モバイル市場の熾烈な競争環境において将来の費用や需要を合理的に予測することは困難であることに十分留意いただき、接続料が「適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が確保され、実際にかかった費用を全額回収するという現行ルールを考え方を逸脱しないことを大前提としつつ、事業者の過度な負担とならない制度としていただきたいと思います。 【株式会社NTTドコモ】	左記、NTTドコモ殿の意見のとおり、接続料が「適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が確保され、実際にかかった費用を全額回収するという現行ルールの考え方を逸脱しないことを大前提としつつ、実際に適用されることのない2年度先、3年度先の予測値の算定を不要とするなど、事業者の過度な負担とならない制度としていただきたいと思います。 【KDDI株式会社】	費用を全額回収できるようにすべきとの御指摘については、接続料研究会第三次報告書を踏まえ、最終的には、実績値により算定された接続料により精算することとしています。 事業者の過度な負担とならない制度とすべきとの御指摘については、具体的な予測値の算定方法については、まずは、二種指定事業者の判断に委ねることとする等の措置が講じられているものと承知しています。 なお、複数年度の将来予測は不要である旨の御指摘については、MVNOの事業運営において大きなウエイトを占める接続料支払額の中期的な見通しが示されることは、MVNOが毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用であり公正競争促進にも資すると考えられるため、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、将来原価方式による接続料の算定期間を3年とすることが適当と考えます。	無

2. 第二種指定電気通信設備接続料規則の改正案

(1) 改正案全体

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 2－(1)－1	再意見 2－(1)－1	考え方 2－(1)－1	
5G-NSAにおける接続料の算定は、10月21日の「モバイル市場の競争環境に関する研究会（第19回）」でも、構成員より5G単独で計算した場合に5Gの当初の接続料が高くなる可能性があるとの発言があり、現時点ではその正否、およびその水準を予測するに足る情報をMVNOで持ち得ていないことを懸念しております。 5Gの接続料が将来原価方式に際してどのような影響	—	5G導入当初における接続料について議論を尽くすべきとの御指摘については、総務省「モバイル市場の競争環境に関する研究会（以下「モバイル研究会」という。）」において当該接続料の算定方法について検討がなされているものと承知しており、同研究会において、5Gに係る接続料がMVNOの事業運営に与える影響等も踏まえて検討が行われるものと考えます。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
があるのか、引き続き同研究会において、5G接続料のMVNOへの賦課にかかる考え方について議論が尽くされ、またMVNOに十分な情報開示がなされることを要望します。 その議論に当たっては、既存のMVNOの4Gの事業運営およびその接続料に影響が及ばないことが当然と考えます。 【株式会社インターネットイニシアティブ】			

(2) 第6条（将来原価方式の算定期間関係）

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見2－(2)－1	再意見2－(2)－1	考え方2－(2)－1	
改正案のとおり、「将来原価方式に係る接続料の算定期間は3年」とし、「予測接続料は、3事業年度分を、適用される事業年度ごとに区分して、設定する」ことを毎年度行うことについて賛同いたします。 接続料がMVNOの事業運営において大きなウエイトを占めるなか、合理的に算定された3年先までの接続料を、毎年把握できることは、MVNOが事業見通しを立てるうえで、極めて有用であります。また、二種指定事業者にて、状況変化等を適時に反映し毎年3年分の接続料を算定頂くことは、MVNOが独自に想定するよりも、はるかに精度が高いと考えられるため、MVNOにおいて、より現実的な計画に基づく事業運営が可能になるうえ、MNOとMVNOとのイコールフットINGの観点からも望まれるものと考えております。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	—	賛同の御意見として承ります。 将来原価方式に係る接続料が、毎年度、3年度分算定されることで、MVNOの事業運営において大きなウエイトを占める接続料支払額の中期的な見通しが示され、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの公正競争の一層の促進が図られることになると考えます。	無
意見2－(2)－2	再意見2－(2)－2	考え方2－(2)－2	
MNOは最新の情報、将来の見通しを踏まえ設備投資	—	上記「考え方2－(2)－1」と同様です。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
額、費用、需要を常に予測していると考えられるところ、改正案の通り、「3 年度分の接続料の算定を毎年度行うこと」は、MNOとMVNOで同等の予見性を確保することに資すると考えますので賛同いたします。 【株式会社オプテージ】			
意見 2－（2）－3	再意見 2－（2）－3	考え方 2－（2）－3	
将来原価方式による接続料の算定期間が 3 年となることに賛同します。 接続料はMVNOの事業運営において大きなウェイトを占めるため、3 年という中期的な接続料が見通せるようになること及び毎年度その見通しが更新されていくことは、MVNOの事業計画策定の観点から必要であるものと考えます。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	—	上記「考え方 2－（2）－1」と同様です。	無
意見 2－（2）－4	再意見 2－（2）－4	考え方 2－（2）－4	
モバイル市場は、複数の事業者による競争の最中にあり、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから、将来原価方式算定に必要な将来のコストや需要予測の精緻化は困難な状況です。 また、複数年度の将来予測をする場合には、不要な算定コストの増大と算定対象期間の長期化を招きますが、不確定要素がより多く入ってくるため、精度の高い算定は期待できないばかりか、2 年度先、3 年度先の予測値は実際に適用されることもありません。 結果的に乖離が大きくなった場合、MVNOにおける予見性向上に寄与しないばかりか、かえって混乱を招く虞があるため、事業者の過度な負担とならないように、将来原価方式での算定期間は「一年」にすべきと考えます。 【KDDI 株式会社】	KDDI 殿の意見に賛同します。 複数事業者間でのサービス競争や新技術の導入、通信と端末の完全分離や解約金の上限導入等、環境変化の大きいモバイル事業においては、複数年度の予測が困難であり、却ってMVNOの予見性を損なう懸念が存在するため、将来原価方式による接続料算定期間は直近の 1 年度分のみとすることが適切と考えます。 【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】	複数年度の将来予測は不要である旨の御指摘については、MVNOの事業運営において大きなウェイトを占める接続料支払額の中期的な見通しが示されることは、MVNOが毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用であり公正競争促進にも資すると考えられるため、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、将来原価方式による接続料の算定期間を 3 年とすることが適当と考えます。	無

(3) 第13条(将来原価方式の対象機能関係)

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見2-(3)-1	再意見2-(3)-1	考え方2-(3)-1	
将来原価方式により算定する接続料の対象について、データ伝送交換機能のうち「回線容量単位接続料」と「回線数単位接続料」の2つとすることに賛同します。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	—	賛同の御意見として承ります。	無
意見2-(3)-2	再意見2-(3)-2	考え方2-(3)-2	
改正案のとおり、「データ伝送交換機能(回線容量単位接続料及び回線数単位接続料)について、将来原価方式により算定する接続料(予測接続料)及び実績原価方式により算定する接続料(精算接続料)を設定する」ことに賛同します。 なお、回線数単位接続料については、以下の観点から、将来原価方式による算定の対象とすることが必要との考えですので、申し添えます。 ・IoT利用等、小容量しか使用しない、取扱うトラヒックの小さい事業者においては、接続料支払額における回線数単位接続料の占める割合が高いと考えられるところ、当該事業者にとって回線数単位接続料は重要なコスト指標であり、その予見性が高まることは、事業運営上有益である ・例えば、IoT利用が進むことで回線数がこれまで以上に飛躍的に伸び、回線数単位接続料が大きく変動するといったことが想定されるなど、MVNOにおいて予見性が十分確保できているとは言い難い 【一般社団法人テレコムサービス協会】	—	上記「考え方2-(3)-1」と同様です。	無
意見2-(3)-3	再意見2-(3)-3	考え方2-(3)-3	
データ伝送交換機能のうちの回線管理に係る接続料(第四条第二項第二号に掲げる部分)については、これまでもほとんど変動せず、場合によっては値上げとな	KDDI株式会社殿(以下、「KDDI殿」とします)の意見に賛同します。 そもそも、本省令改正が、算定期間や頻度、対象機能	回線管理に係る接続料は将来原価方式に馴染まないとの御指摘については、特に取扱うトラヒックの小さいMVNOにとっては重要なコスト指標であって、その予	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
っていることから、将来原価方式による接続料算定に馴染まないと考えます。このため、将来原価方式の採用は、データ伝送交換機能のうちの回線容量に係る接続料（第四条第二項第二号に掲げる部分）に限定するべきと考えます。 モバイル市場は、複数の事業者による競争の最中にあり、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから、将来原価方式算定に必要な将来のコストや需要予測の精緻化は困難な状況です。 また、複数年度の将来予測をする場合には、不要な算定コストの増大と算定対象期間の長期化を招きますが、不確定要素がより多く入ってくるため、精度の高い算定は期待できないばかりか、2年度分、3年度分の予測値は実際に適用されることもありません。 結果的に乖離が大きくなった場合、MVNOにおける予見性向上に寄与しないばかりか、かえって混乱を招く虞があるため、事業者の過度な負担とならないように、将来原価方式での算定期間は「一年」にすべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	等、過剰な規制コストを生じ得るルールであるにも係らず、MNOの運用実態等を踏まえた各種提案や要望、MNOの負担増が殆ど考慮されずに見直すこととなった経緯もあることから、MVNOにおける運用面の課題や、実質的なMVNOへの事業影響の観点で、将来原価方式の採用範囲を「データ伝送交換機能のうちの回線容量に係る接続料」に限定する方向で見直しして頂くよう強く要望します。 【ソフトバンク株式会社、 Wireless City Planning株式会社】	見性が高まることは、事業運営上有益と考えられ、将来原価方式による算定の対象とすることが適当と考えます。 複数年度の将来予測は不要である旨の御指摘については、MVNOの事業運営において大きなウエイトを占める接続料支払額の中期的な見通しが示されることは、MVNOが毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用であり公正競争促進にも資すると考えられるため、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、将来原価方式による接続料の算定期間を3年とすることが適当と考えます。	

3. その他

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見3-1	再意見3-1	考え方3-1	
「MNO（移動体通信事業者）」が独占している既得権益でのSIMカードのロックを解除すれば、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の参入が容易に成る構造と、私し個人は思います。具体的には、全体的なバランスを考えますと、「NTT東日本」及び「NTT西日本」が独占している既	—	今後の検討の参考とさせていただきます。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
得権益での「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」が「トラフィック（回線混雑）」を招く構造だと思いますので、「NTT西日本」及び「NTT東日本」をバランス良く廃止して行く事が先決と、私は考えます。 要するに、総務省が「運用及び管理」している古い構造での「NHK（日本放送協会）」が独占している既得権益での「衛星衛星回線（サテライトシステム）」における「4K・8K」が独占されると思いますので、「NHK（日本放送協会）」を廃止して行く事が先決と、私は思います。 【個人A】			
意見３－２	再意見３－２	考え方３－２	
光ケーブル通信サービスに関しても携帯・スマホ同様、更なる競争を促し、料金の低廉化を図るべき。現状、マンションと戸建で料金差が大きい。 契約途中で解約した場合の違約金（契約解除料）も、モバイル同様に低廉化を図る必要があるものと思われる。 【個人B】	—	今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見３－３	再意見３－３	考え方３－３	
通信契約者のない人がSIMロック解除を行う際に、auやSoftBankでは店舗で手数料を支払って行う方法しか用意されていない為、48回分割プランで通信契約無しで端末を購入した場合や、中古端末を購入した際には、SIMロック解除する際、必ず店舗へ出向いて手数料を支払う必要があるのが、金銭面や時間や手間が掛かり負担に感じる。 中古端末の利用拡大には通信契約のある人と同様に気軽にWebサイト上での無料での解除が出来る様、義務付ける必要があるのではないか。 【個人C】	—	今後の検討の参考とさせていただきます。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 3－4	再意見 3－4	考え方 3－4	
特定されれば首が飛ぶため匿名で失礼します。 携帯キャリアショップで働いているものです。 さて、携帯ショップに細かく膨大なノルマがあるのは皆さん周知の通りですが、通常の営業職と異なり、基本的にはキャリア様（ドコモ、au、ソフトバンク）からそれが下りてきます。 そこで キャリア様側はあくまで指標だとおっしゃいますが、これは実質的に強制です。 付帯率や達成率が悪いと店舗運営に必要な不可欠な支援金がなくなり、施策も一切なくなります。 施策やキャンペーンがない店舗で誰が契約をするでしょうか。 また、これはどうかと思うのですが、例えば今年の9月度などはなんとキャリア様から「機種変更のお客様に新規SIMカードのみを販売して欲しい。例え使用者が居なくても。最悪短期で解約してもらってもいい」と指示がありました。 これってどうなのでしょう。 私達も不要なプランやオプション、不要なタブレットやコンテンツなど、お客様に強制したくはないのです。しかし、そうしなければやっていけない現状があります。 キャリア様は、携帯ショップで何か問題が起こるたび「私達は関係ない」とのスタンスを取り、代理店が責任を取らされます。	—	今後の検討の参考とさせていただきます。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
しかし、それを強制しているのはキャリア様です。 ドコモ、au、ソフトバンクどれも同じです。 しかし、誰も「キャリア様絶対正義」の現状に声を上げません。 明らかにキャリア様の立場が上すぎる。 どうかこの現状をご理解いただき、何か対策を講じていただけないでしょうか。 せめてオプションやコンテンツの強制だけでも排していただけると 私達もお客様も納得できると思います。 何卒宜しくお願い致します。 【個人D】			
意見 3－5	再意見 3－5	考え方 3－5	
—	SIMカードのロックを解除する構造では、SIMカードの意味と価値を明確にするべき事と、私し個人は思います。具体的には、「MNO（移動体通信事業者）」が既得権益での独占しているSIMロックを解除すれば、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」及び「MVNE（仮想移動体サービス提供者）」が参入が出来る構造と、私は考えます。例えばですが、SIMロックを解除すれば、「ユーザー側（利用者側）」が「通話代、データ通信代、端末代」等を区別が付けられるので、「キャンペーン側（企業側）」は、「ユーザー側（利用者側）」が携帯電話の端末の購入時に対し、「キャッシュ払い（現金一括払い）、クレジットカード払い（カード一括払い）、銀行口座の引き落とし払い（分割払い）」等で、「ユーザー側（利用者側）」の「信用（クレジット）」を区別を付ければ良い構造と、私は考えます。要約すると、「NTT東日本」及び「NTT西日本」が既得権益で独占している「DSL系（電話局の回線）」の「固定電話の回線」及び「固定FAXの回線」にお	今後の検討の参考とさせていただきます。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	ける「VDSL」及び「ADSL」を廃止し、未来に対し、主力に成られる「有線LAN及び無線LAN」における「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」をバランス良く導入して行く事が望ましい構造と、私は考えます。 【個人A】		
意見 3－6	再意見 3－6	考え方 3－6	
—	日本放送協会に関する意見（本改正案に対する意見ではないと思われるため省略します。） 【個人E】	本案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に適切に情報提供がなされることが適当と考えます。	無

(参考) 諮問事項以外の改正規程
に対する意見及びその考え方

4. 電気通信事業法施行規則の改正案

○第 23 条の 9 の 3 第 2 項（接続料の届出時期関係）

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 4－1	再意見 4－1	考え方 4－1	
接続料の届出時期に関し、改正案のとおり、精算接続料は「事業年度経過後 9 月以内（12 月末まで）」、予測接続料は「事業年度経過後 11 月以内（2 月末まで）」とし、電気通信事業法施行規則において明確に期限を規定することに賛同いたします。 接続料の届出時期については、当委員会より、以下のように早期化等を強く要望していたところであり、それを考慮頂いたものとして感謝申し上げます。 ・次年度に適用される接続料の届出について、二種指定事業者における、より最新の予測値が反映されつつ、一定程度MVNOの予見性を確保できるタイミング（第 4 四半期の早い段階） ・精算に用いられる実績値の算出については、MVNOにおける当年度の業績予想や予算執行を修正できるタイミング（第 3 四半期の早い段階） 【一般社団法人テレコムサービス協会】	—	賛同の御意見として承ります。 今般の将来原価方式の導入に伴い、接続料の算定期間の早期化が図られることにより、MVNOの予見性が向上し、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの公正競争の一層の促進が図られることになると考えます。	無
意見 4－2	再意見 4－2	考え方 4－2	
精算接続料は毎年 12 月末までに、予測接続料は毎年 2 月末までにそれぞれ届出されることに賛同します。 二種指定事業者からの情報開示時期の早期化・明確化が実現することは、MVNOの事業計画策定の観点から必要であるものと考えます。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	—	上記「考え方 4－1」と同様です。	無
意見 4－3	再意見 4－3	考え方 4－3	
省令案の通り、予測接続料や精算接続料の届出時期を明確化することに賛同いたします。 特に、精算接続料の届出時期を早期化することにより、MVNOが将来の見通しを踏まえたサービス開発計画	—	上記「考え方 4－1」と同様です。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
の策定や、別事業への資金有効活用等といった経営上のメリットを得ることができ、利用者利便の向上も期待できると考えます。 【株式会社オペテージ】			
意見 4－4	再意見 4－4	考え方 4－4	
将来原価方式による予測接続料算定に加え、予測と実績の乖離の調整に必要となる実績原価による精算接続料の算定も必要となってくるなど、単純に倍の算定作業を要することから、届出期限については、努力目標という位置付けに留め、柔軟な運用がされるべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	KDDI殿の意見に賛同します。 実績値の算定を実施している現状においても、各種算定プロセスの積み上げにより、毎年度年明けまで算定期間に要しているところ、来年度以降は将来予測値を毎年度算定することとなる点を踏まえれば、作業工数や算定上の複雑性が大幅に増すことが容易に想定されることから、毎年 12 月、2 月末等までの算定は現時点で確約できません。 将来原価方式の算定立ち上げ時期であることや、そもそも将来原価に基づく予測値の算定を導入するのであれば、それによってMVNOの予見性は確保できることから、MNOの負担が急激に増大するという実情もご理解頂き、算定期間について、少なくとも当面の間は目標の位置づけとして頂くことを強く要望します。 【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】	届出時期については努力目標とすべきとの御指摘については、従来、年度末となっている接続料の算定期間について、MVNOの予見性を確保し、公正競争を確保する観点から、確実に早期化することが適当と考えます。	無

5. 平成 28 年総務省告示第 107 号の一部を改正する告示案（MVNOへの情報開示関係）

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 5－1	再意見 5－1	考え方 5－1	
改正案のとおり、「開示の請求があった者に開示する情報に、①原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率②予測値の具体的な算定方法」を追加し、また「需要の対前年度について、毎事業年度経過後 6 月以	—	賛同の御意見として承ります。 今般の将来原価方式の導入に伴い、予測値の算定方法等の情報開示により、MVNOの予見性が向上し、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの公正競争の一層の促進	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
内に更新する」よう改めることに賛同いたします。 これは、MVNOにおける予見性等がさらに高まるとともに、ステークホルダーに対する説明が可能になる等、MVNOの事業運営上、有益な措置であると考えます。 なお、開示頂く情報については、今回の措置の趣旨・目的に鑑み、できる限り具体的な記載、粒度の細かい数値であることが望まれますので、十分配慮頂くようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】		が図られることになると考えます。 開示される情報について、できる限り具体的な記載とすべきとの御指摘については、総務省において、情報開示の状況を注視していくことが適当と考えます。	
意見 5-2	再意見 5-2	考え方 5-2	
＜第2条＞ 二種指定事業者への開示請求があった場合の開示情報に「原価、利潤及び需要における実績に対する予測比率」と「予測値の具体的な算定方法」の2つが追加されたことに賛同します。 いずれの情報も、MVNOの事業計画策定の観点から必要であるものと考えます。 ＜第3条＞ 二種指定事業者への開示請求があった場合の開示情報のうち、「需要の前年度対比」の更新時期が毎年9月末までとなることに賛同します。 需要の対前年度比の情報開示は、予見性確保の観点から必要であるものと考えます。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	—	賛同の御意見として承ります。 今般の将来原価方式の導入に伴い、予測値の算定方法等の情報開示により、MVNOの予見性が向上し、モバイル市場におけるMNOとMVNOとの公正競争の一層の促進が図られることになると考えます。	無

6. MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案

(1) 総論

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見6-(1)-1	再意見6-(1)-1	考え方6-(1)-1	
MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインを改正し、「予測値の算定の考え方」「予測値の算定方法の検証」「予測と実績の乖離の理由に係る情報提供」に関する事項を規定することについて賛同いたします。 なお、「予測と実績の乖離の理由に係る情報提供」に関して、「二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい」とされているところ、MVNOからの要望等に対し、二種指定事業者が適時適切に対応しているか等について、総務省においても注視頂くとともに、問題があると判断される場合には必要な措置を講じて頂くようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	—	賛同の御意見として承ります。 総務省において注視すべきとの御指摘については、御指摘のとおり、総務省において、今後の情報提供の状況を注視していくことが適当と考えます。	無

(2) 「コ」将来原価方式を用いた算定 b 算定方法（予測値の算定の考え方関係）

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見6-(2)-1	再意見6-(2)-1	考え方6-(2)-1	
ガイドライン改正案の通り、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映することに賛同いたします。接続料はMVNOの事業構造上非常に大きなウェイトを占めるものであることから、予測と実績の差額が大きくなるよう措置することが必要と考えられるところ、改正案はこれらに資するものと考えます。	—	賛同の御意見として承ります。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
【株式会社オプテージ】			
意見6－(2)－2	再意見6－(2)－2	考え方6－(2)－2	
ガイドライン改定案に賛同します。 「予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要である。」とガイドラインに明文化いただいたことは将来原価方式の運用に当たり、適切であると考えます。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	—	賛同の御意見として承ります。	無
意見6－(2)－3	再意見6－(2)－3	考え方6－(2)－3	
予測値算定の考え方として、接続料算定に適切に反映することが望ましいとされている「算定時点において判明している接続料に影響を与え得る要素」として、加速償却・除却・減価償却方法の変更等会計方針及び会計基準の変更等が例示されておりますが、インサイダー情報となりうる極めて秘匿性の高い情報については、可能な範囲で対応するものと理解しております。 【KDDI株式会社】	KDDI殿の意見に賛同します。 将来原価の算定において、秘匿性が高く非公表の情報利用に関しては、モバイル競争環境において公正競争を阻害する可能性があることから、可能な範囲での対応とすることが適当と考えます。 【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】	予測値の算定に当たっては、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められると考えます。なお、MVNOからの求めに応じ、具体的な予測値の算定方法の情報開示を実施する場合における情報の取り扱いについては、二種指定事業者において適切に判断するものと考えますが、改正の趣旨も踏まえ、合理的な根拠があるものに限り非開示とすべきと考えます。	無

(3)「コ」将来原価方式を用いた算定 ○ MVNOへの情報提供(予測と実績の乖離の理由に係る情報提供関係)

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見6－(3)－1	再意見6－(3)－1	考え方6－(3)－1	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
MVNOへの情報提供に際しては、情報漏洩により公正競争が阻害されることがないように秘密保持契約の締結などにより担保することが必要ですが、特に同一法人であるMNOによるMVNOとしての他のMNOネットワークの利用については、秘密保持契約だけでは担保しきれないため、情報の目的外利用の禁止について、ルールの明確化が必要と考えます。 【KDDI株式会社】	—	情報の目的外利用の禁止については、「モバイル研究会」において検討が実施されており、引き続き、同研究会において適切に検討されるものと考えます。	無
意見6－（3）－2	再意見6－（3）－2	考え方6－（3）－2	
原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についてMVNOへ情報提供されることは、MNOとMVNOで同等の予見性を確保することに資すると考えますので賛同いたします。今後、総務省殿においてはMNOにおける情報提供の状況を確認いただき、公正競争環境確保等の観点で課題がないか注視いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	—	賛同の御意見として承ります。 予測と実績の乖離の理由についての情報提供について総務省において注視すべきとの御指摘については、御指摘のとおり、総務省において、情報提供の状況について注視していくことが適当と考えます。	無
意見6－（3）－3	再意見6－（3）－3	考え方6－（3）－3	
ガイドライン改定案に賛同します。 総務省においては、二種指定事業者におけるMVNOへの情報提供への取組が円滑に行われているかを継続的に注視していただくよう要望します。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	—	上記「考え方6－（3）－2」と同様です。	無

（４）「コ」将来原価方式を用いた算定 脚注 45」（予測値の算定方法の検証関係）

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見6－（4）－1	再意見6－（4）－1	考え方6－（4）－1	
ガイドライン改定案に賛同します。 予測値の算定方法については、総務省において、審議	—	賛同の御意見として承ります。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
会への報告等を通じ、その適正性の検証を継続的に行うことが適当と考えます。 仮に検証において適正性に疑義がある場合は、更なる制度整備の検討を進めていただくようお願いします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】			
意見 6－（４）－２	再意見 6－（４）－２	考え方 6－（４）－２	
ガイドライン改正案の通り、算定方法の適正性を検証することに賛同いたします。なお、一種指定制度における予測値の算定方法については、これまで「審議会での検証」や「算定根拠の公表による意見募集」等が何年もかけ繰り返し行われ、その適正性が向上してきた実績があることから、二種指定制度においても一種指定制度を参考に検証が行われる等により、算定方法の適正性が向上していくことを期待いたします。 【株式会社オプテージ】	モバイル市場は、代替性の無いボトルネック設備を保有するNTT東・西が支配的地位を占める固定市場とは異なり、複数のMNOによる設備競争やサービス競争が機能しています。その市場環境を踏まえ、固定市場においては第一種指定電気通信設備制度に基づく接続約款の認可制（事業法第33条2項）、モバイル市場においては第二種指定電気通信設備に基づく接続約款の届出制（事業法第34条2項）とそれぞれ制度やルールに差分が設けられています。 このため、複数のMNOが設備競争を行っているモバイル市場においては、各MNOの算定根拠を仮に間接的であっても公表するのであれば、MNO間の公正な設備競争を歪める懸念があるため、算定方法の検証を行う場合には、二種指定事業者の算定根拠等の情報の取り扱いには慎重にご対応頂きたいと考えます。 【KDDI株式会社】	予測値の算定方法については、接続料研究会第三次報告書における指摘を踏まえて、今後、審議会への報告等を通じて、継続的に検証を行い、適正性を高めるための所要の取組を行っていくことが適当と考えます。 また、二種指定事業者の算定根拠等の情報の取り扱いについては、総務省において、引き続き適切に取り扱っていくことが適当と考えます。	無
意見 6－（４）－３	再意見 6－（４）－３	考え方 6－（４）－３	
先述のとおり、熾烈な環境下にあるモバイル市場においては、将来の費用や需要を複数年にわたって正確に予測することは極めて困難であることに十分留意し、将来原価方式を用いた算定の方法については、事業者の過度な負担とならない簡易な予測方法とすることが適当と考えます。 また、予測と実績の乖離は生じ得るものと考えられ	株式会社NTTドコモ殿及びKDDI殿の意見に賛同します。 接続料の算定に関する研究会 第三次報告書の意見でも申し述べたとおり、複数事業者間でのサービス競争や新技術の導入、通信料金と端末料金の完全分離や違約金の上限導入等、環境変化の大きいモバイル事業においては、複数年の予測が困難であり、却ってMVNO	予測値の算定方法について過度な負担にならないものとすべきとの御指摘については、接続料研究会第三次報告書を踏まえ、まずは、具体的な算定方法について二種指定事業者の判断に委ねることとすることとしております。 また、検証を受けた拙速な算定方法の見直しは避けるべきとの御指摘については、同報告書において指摘	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
ることから、総務省において算定方法の検証を行う場合には、乖離が生じたことのみを以て直ちに問題であるとの判断をされることのないよう、十分に留意いただくことが必要であると考えます。 二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要との点についても、事業者によってネットワークにおける戦略等が異なることが十分に考えられることから、事業者間での単純比較等による検証の結果による見直しを拙速に求めることのないよう、慎重な検討が必要と考えます。 【株式会社NTTドコモ】	の予見性を損なう懸念が存在します。予測と実績の乖離状況の検証に際しては、当該乖離がモバイル事業の環境変化等（制度変更等に依るものを含む）により止む無く生じることも十分に想定され、単年度で乖離が生じることをもって直ちに問題とされるべきでないことから、将来予測の在り方を改めて議論する場合においては、乖離の要因分析（単年度のみならず複数年度）というプロセスを十分に経たうで行うこととし、単年度で乖離が生じたこと等をもって、拙速に算定方法の見直し議論を進めることは避けるべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning 株式会社】 左記、NTTドコモ殿の意見とおり、予測と実績の乖離の発生、二種指定事業者間での算定方法の単純比較などをもって、拙速に見直しを求めることがないよう、十分ご留意いただきたいと思います。 【KDDI株式会社】	されているとおり、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいと、MVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、過去の実績や算定時点で判明している将来の見込みを反映し、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることが求められると考えられます。こうした点を踏まえ、今後、総務省による審議会への報告等を通じて、予測値の算定方法について継続的に検証を行い、適正性を高めるための所要の取組を行っていくことが適当と考えます。	
意見6－（４）－４	再意見6－（４）－４	考え方6－（４）－４	
第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「二種指定事業者」という。）が届出する算定根拠については、将来の経営方針を表す非常に秘匿性の高い情報となるため、算定結果の検証や報告での活用には当たっては、原則、総務省殿限りとして頂くことが前提であり、有識者等へ開示する場合には開示レベルを工夫する等を行ったうえ、二種指定事業者に事前に了解を取って頂く等、情報の取り扱いには慎重にご対応頂きたいと考えます。 接続料の算定に関する研究会 第三次報告書の意見でも申し述べたとおり、複数事業者間でのサービス競争や新技術の導入、通信料金と端末料金の完全分離や違約金の上限導入等、環境変化の大きいモバイル事業	左記、ソフトバンク殿の意見のとおり、二種指定事業者の算定根拠等の情報の取り扱いには慎重にご対応いただくべきものであること、及び、単年度の予測と実績の乖離の発生をもって拙速に見直しを求めることは避けるべきであることについて十分ご留意いただきたいと思います。 加えて、二種指定事業者間での算定方法の単純比較などをもって拙速に見直しを求めることがないよう、十分ご留意いただきたいと思います。 【KDDI株式会社】	二種指定事業者の算定根拠等の情報の取扱いについては、総務省において、引き続き適切に取り扱っていくことが適当と考えます。 検証を受けた拙速な算定方法の見直しは避けるべきとの御指摘については、接続料研究会第三次報告書において指摘されているとおり、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいと、MVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、過去の実績や算定時点で判明している将来の見込みを反映し、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることが求められると考えられます。こうした点を踏まえ、今後、総務省による審議会への報告等を通じて、予測値の算定方法について継続的に検証を	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
においては、複数年度の予測が困難であり、却ってMVNOの予見性を損なう懸念が存在します。予測と実績の乖離状況の検証に際しては、当該乖離がモバイル事業の環境変化等（制度変更等に依るものを含む）により止む無く生じることも十分に想定され、単年度で乖離が生じることをもって直ちに問題とされるべきでないことから、将来予測の在り方を改めて議論する場合においては、乖離の要因分析（単年度のみならず複数年度）というプロセスを十分に経たうで行うこととし、単年で乖離が生じたこと等をもって、拙速に算定方法の見直し議論を進めることは避けるべきと考えます。 加えて、算定期間や頻度、対象機能等について、過剰な規制コストを生じ得るルールであるにも係らず、MNOの運用実態等を踏まえた各種提案や要望、MNOの負担増が殆ど考慮されずに見直すこととなりましたが、MNOにおける運用面の課題を継続的に注視いただき、随時見直しの必要性を検討して頂くよう強く要望します。 【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】		行い、適正性を高めるための所要の取組を行っていくことが適当と考えます。 算定期間等について過剰な規制コストを生じ得るとの御指摘については、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、MVNOにおける予見性を確保し、公正競争を促進する観点から必要なものであると考えます。	
意見 6－（４）－５	再意見 6－（４）－５	考え方 6－（４）－５	
現在の各二種指定事業者の接続料算定は、会計監査等により各事業者がそれぞれ適正性を担保したものであり、事業者によって事情が異なることも考えられることから、他事業者との単純比較等による検証の結果により見直しを求められることは適切ではないと考えます。 また、単年度分の予測と実績の乖離の状況、検証結果のみをもって、算定方法の見直しを求められることも不適切であると考えます。 予測と実績の乖離の調整の在り方については、4Gから 5G への大きな市場変化の中で複数の事業者で競争	＜１点目及び２点目の御意見について＞ 株式会社NTTドコモ殿及びKDDI殿の意見に賛同します。 接続料の算定に関する研究会 第三次報告書の意見でも申し述べたとおり、複数事業者間でのサービス競争や新技術の導入、通信料金と端末料金の完全分離や違約金の上限導入等、環境変化の大きいモバイル事業においては、複数年度の予測が困難であり、却ってMVNOの予見性を損なう懸念が存在します。予測と実績の乖離状況の検証に際しては、当該乖離がモバイル事業の環境変化等（制度変更等に依るものを含む）により止む	検証を受けた拙速な算定方法の見直しは避けるべきとの御指摘については、接続料研究会第三次報告書において指摘されているとおり、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいと、MVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、過去の実績や算定時点で判明している将来の見込みを反映し、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることが求められると考えられます。こうした点を踏まえ、今後、総務省による審議会への報告等を通じて、予測値の算定方法について継続的に検証を行い、適正性を高めるための所要の取組を行っていく	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
しているモバイルにおいては、安定的なNTT東西の接続料に比して予測が極めて困難になると考えており、この想定を踏まえれば、精算制度であれ、乖離額調整制度であれ、予測と実績の乖離の調整は必須であると考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	無く生じることも十分に想定され、単年度で乖離が生じることをもって直ちに問題とされるべきでないことから、将来予測の在り方を改めて議論する場合においては、乖離の要因分析（単年度のみならず複数年度）というプロセスを十分に経たうで行うこととし、単年度で乖離が生じたこと等をもって、拙速に算定方法の見直し議論を進めることは避けるべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】 < 3点目の御意見について > KDDI殿の意見に賛同します。 MVNOの予見性を高めるために予測値を提示することが目的であり、それにより発生する差額についてMVNOがリスクを負う理由は一切無いことから、差額の調整は必須と考えます。 【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】	ことが適当と考えます。 予測と実績の乖離の調整が必須という御意見については、最終的に、実績値により算定された接続料により精算することとしています。	

第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について ～第二種指定電気通信設備制度における将来原価方式の導入～

**令和元年12月24日
総務省総合通信基盤局
料金サービス課**

- **第二種指定電気通信設備制度**では、原価、利潤及び需要の実績値に基づき接続料を算定する「**実績原価方式**」が採用されているところ、接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、最終的な支払額が当年度末や翌年度末まで確定しないことから、**MVNOにおいて予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じている**との指摘がある。また、接続料の低下局面にあつては、前々年度の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることになり、**MVNOにおいて過大なキャッシュフロー負担が生じている**との指摘がある。
- 他方、**第一種指定電気通信設備制度**で採用されている原価等の予測値に基づき接続料を算定する「**将来原価方式**」では、接続料が合理的な将来予測に基づき算定されるため、**MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が向上する**、前々年度の実績値に基づく支払いが不要となり、**キャッシュフロー負担が軽減する**といったメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には**予見性の一層の向上も期待**されるものである。
- 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）とMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料の設定を要する機能のうち、**データ伝送交換機能について、令和2年度に適用される接続料から「将来原価方式」により算定するものとし、所要の規定整備を行う。**

「実績原価方式」(現在)



「将来原価方式」(令和2年度以降)



- 本件については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」(座長:新美 育史 明治大学名誉教授)において検討が行われ、同研究会中間報告書(平成31年4月)では、「少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料(2019年度に届出)から「将来原価方式」により算定するべく、総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべき」との指摘がなされた。
- その後、「接続料の算定に関する研究会」(座長:辻 正次 大阪大学名誉教授・神戸国際大学経済学部教授)において具体的な算定の在り方についての検討が行われ、同研究会第三次報告書(令和元年9月)において、対象機能、算定期間・算定頻度、算定期間、算定方法、予測と実績の乖離の調整等に係る対応の方向性が取りまとめられた。

○「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(平成31年4月)(抜粋)

1. 接続料算定の適正性・透明性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料に関する予見性の確保及びキャッシュフロー負担等の競争条件の同等性の確保が重要であり、接続料の算定方法についても、その適正性の一層の向上が必要である。

その点において、「将来原価方式」は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく支払いが不要となり、キャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上も期待されるものである。原価等の正確な予測は難しい面があるとの指摘もあるが、事業者における設備投資、減価償却費等の予想の状況や近年の接続料の変化傾向等から、一定の精度の予測を行うことは可能と考えられる。また、予測と実績の乖離については、精算や乖離額調整を導入することによる対応が考えられる。

そのため、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料(2019年度に届出)から「将来原価方式」により算定するべく、総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべきである。具体的な算定方法の在り方については、専門家による検討体制により、一種指定制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ、次のような検討事項について集中的に議論を行うことが適当である(略)。あわせて、現在該当年度の翌年度末に実施されている接続料算定の早期化を求めることについて検討すべきである。

- 二種指定制度では対象事業者が複数存在すること等を踏まえ、合理的な予測の方法を各社共通なものとして予め定める必要があるか。定める場合、どのような方法とすることが適当か。
- 予測と実績の乖離については、いずれかの方法により事後的に調整することが適当であると考えられるところ、具体的にどのような方法により調整を行うことが適当か。
- 「将来原価方式」により算定する接続料は、データ伝送交換機能のみでよいのか。
- 算定期間及び算定頻度をどのように設定するのが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。
- 原価等のさらなる精緻化の観点から検討すべき事項はな²⁶か。

(1) 将来原価方式の定義

- 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31条。以下「二種接続料規則」という。)第2条において、将来原価方式は、第二種指定電気通信設備接続会計及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要の、接続料が適用される年度に係る予測値に基づき当該接続料を算定する方式である旨規定する。

(2) 接続料の算定期間

- 二種接続料規則第6条第3項において、実績原価方式に係る接続料の算定期間は1年とされているところ、これを改正し、将来原価方式に係る接続料の算定期間は3年とする。

※ 1年度目、2年度目及び3年度目の3つの接続料を設定。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

将来原価方式による接続料の算定期間・算定頻度について、二種指定事業者からは、モバイル市場では設備競争が行われており、環境変化も激しいことから、算定期間が長期であるほど予測の精度が悪化する等の意見が示されているが、2年度目、3年度目の接続料については、1年度目の接続料よりも予測の精度が劣ることになるとしても、MVNO側から意見が示されているとおり、MVNOの事業運営において大きなウェイトを占める接続料について、将来の複数年度の予測が行われ、中期的な接続料支払額の見通しが示されることは、MVNOが毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用であると考えられ、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、MVNOにおける予見性を確保し、二種指定事業者とMVNO公正競争を促進する重要性に鑑み、将来原価方式による接続料の算定期間は3年度とすることが適当である。

また、技術の進展等、接続料の算定に関する環境が今後も急速に変化していくことが想定されること、その時々状況が接続料に適切に反映されるようにするため、3年度分の接続料の算定を毎年度行うこととすることが適当である。

(3) 予測値の算定項目・算定方法

① 原価

二種接続料規則において、接続料の「原価」は「第二種指定設備管理運営費」とされている。同規則第7条第2項の規定を改正し、将来原価方式においては、「**第二種指定設備管理運営費**」について、**合理的な将来予測**を行うものとする。

② 利潤

二種接続料規則において、接続料の「利潤」は、「他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税」の合計額とされており、「他人資本費用の額、自己資本費用の額及び利益対応税」は、それぞれ「レートベース」を用いて計算するものとされており、「レートベース」は、対象設備等の「正味固定資産価額、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品、運転資本の合計額」とされている。同規則第8条第3項の規定を改正し、将来原価方式においては、「**正味固定資産価額**」について、**合理的な将来予測**を行うものとする。

③ 需要

二種接続料規則第11条第2項の規定を改正し、将来原価方式においては、「**需要**」について、**合理的な将来予測**を行うものとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

一種指定制度では、予測値の算定方法は基本的に一種指定事業者の判断に委ねられているところ、これを参考に、**予測値の算定を行う項目及びその項目ごとに合理的な算定を行うことを二種接続料規則において定めた上で、具体的な予測値の算定方法は、まずは、基本的には二種指定事業者の判断に委ねることとすることが適当**である。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるが、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、MVNOにおける予見性確保の趣旨に鑑み、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることに加え、二種指定事業者が用いている情報と同様な情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすることが重要と考えられ、また、二種指定制度は届出制であり、指定事業者が複数存在することを踏まえると、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることも重要と考えられることから、一種指定制度における事例を参考に、予測値の算定方法について、一定の共通の考え方により設定されるようにするとともに、二種指定事業者の設定した算定方法に係る検証を継続的に実施することにより、その適正性が確保されるようにし、また、予測と実績の乖離による経営への影響をなるべく小さくするため、MVNOに対する情報提供等が行われるようにすることが適当である。

(4) 接続料の設定

- 二種接続料規則第13条の規定を改正し、接続料の設定を要する4機能(※)のうち、データ伝送交換機能(回線容量単位接続料及び回線数単位接続料)について、将来原価方式により算定する接続料(予測接続料)及び実績原価方式により算定する接続料(精算接続料)を設定するものとする。

※ 音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能及びショートメッセージ伝送交換機能

- 予測接続料は、3事業年度分を、適用される事業年度ごとに区分して、設定するものとする。
- 精算接続料は、専ら精算のみに用いるものとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

データ伝送交換機能については、回線容量に係る接続料(単位:回線容量)、回線管理に係る接続料(単位:回線数)、SIMカード提供に係る接続料(単位:枚数)に区分して接続料を算定することとされているところ、二種指定事業者からは、回線管理に係る接続料について、回線容量に係る接続料とは異なりMVNOにおける支払額が小さいこと、その水準が低下傾向になく今後も相当の需要増が見込まれないことから、将来原価方式により算定するメリットがない旨の意見が示されている。また、SIMカード提供に係る接続料について、これらに加え、ベンダーからの調達実費ベースで算定しているため、将来原価方式に馴染まないとの意見が示されている。

データ伝送交換機能のうち、回線容量に係る接続料及び回線管理に係る接続料については、過去の実績値に基づき算定され、精算を行うこととされていることから、MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じる可能性があること、また、IoTの普及等も想定される中、相当の需要増が見込まれないとは言えず、過去の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われ、過大なキャッシュフロー負担が生じる可能性があること、さらに、回線管理に係る接続料について、その支払額は回線容量に係る接続料と比べると小さいものではあるが、MVNO委員会から意見が示されているとおり、特に取扱うトラフィックの小さい事業者にとっては重要なコスト指標であって、その予見性が高まることは、事業運営上有益と考えられることから、将来原価方式による算定の対象とすることが適当である。

(5) 接続料の精算

- 二種接続料規則第17条の規定を改正し、二種指定事業者は、**精算接続料を変更したときは、当該精算接続料の計算の基礎となった事業年度に適用された予測接続料との差額に、当該事業年度に係る需要の実績値を乗じて得た金額を、他の事業者と精算するものとする。**

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

予測と実績の乖離の調整方法としては、現在の二種指定制度の実績原価方式で採用されている二種指定事業者とMVNOとの間で個別に精算する方法と、乖離額調整が考えられる。

(略)

MVNO委員会からは、企業会計の観点からは差額が判明した時点で実績年度の会計に反映させるのが原則であり、MVNO間の公平性の観点からも精算が望ましいが、予測と実績の乖離の極小化、実績算出の早期化、適時の情報提供等と併せて検討すべき旨の意見が示されている。また、二種指定事業者においては、MVNO間の負担の公平性の観点から精算が望ましいとする意見が多い。

こうした関係事業者の意見を踏まえると、予測と実績の乖離が発生した場合、精算により調整することが適当である。

ただし、精算の場合、予見性確保の面で課題が残ることから、MVNOにおける予見性を確保し、予測と実績との乖離による経営への影響をなるべく小さくするため、予測値に基づく接続料の算定期間、実績値に基づく接続料の算定期間をなるべく早い時期に設定するとともに、MVNOが乖離の規模を予見できるよう、MVNOに対して適時の情報提供が行われるようにすることが適当である。

なお、今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である。

施行日

公布の日から施行する。
※ 所要の経過措置を規定。

(参考) 想定されるスケジュール

令和元年

9月27日	電気通信事業部会諮問
9月28日～10月28日	意見募集
10月31日～11月13日	再意見募集
12月3日	接続委員会審議
12月24日	電気通信事業部会審議

- ✓ 答申後、改正を実施。
- ✓ 令和元年度末に届出がなされ、令和2年度に適用される接続料から、将来原価方式が適用。

○電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

- 予測接続料、実績接続料に係る接続約款届出期限を規定。
- 接続料算定根拠等の報告様式(予測値の算定方法、算定結果等に係る報告様式)を整備。

○平成28年総務省告示第107号(電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件)

- 予測値の算定方法等に関するMVNOへの情報開示について規定。

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成14年6月策定)

- 予測値の算定方法の考え方、検証等について規定。

※ その他、平成28年総務省告示第110号(接続料の算定に用いる値を定める件)及び平成29年総務省告示第37号(電気通信事業法施行規則第23条の9の3に基づき様式を定める件)において、技術的修正を実施。

接続料の届出時期

電気通信事業法施行規則において、接続約款を変更しようとする者は、その実施の日の7日前までに接続約款を提出しなければならないこととされているところ、これを改正し、

- ・ **精算接続料**について接続約款を変更しようとする者の場合は、**事業年度の経過後9月以内(12月まで)に提出**しなければならないこととし、
- ・ **予測接続料**について接続約款を変更しようとする者の場合は、**事業年度経過後11月以内(2月末まで)に提出**しなければならないこととする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

接続料算定の早期化については、MVNOから従来から強い要望がなされており、本研究会では、MVNO委員会から次のとおり具体的な要望がなされている。

- ① 予測値に基づく接続料の算定時期は、算定に二種指定事業者が有する最新の見込み等が反映されつつ、一定程度MVNOの予見性を確保できる時期として、第4四半期の早い段階を希望する。
- ② 実績値に基づく接続料の算定時期は、予測と実績の乖離を精算により調整することとした場合、MVNOにおける業績予想や予算執行を修正できる時期として、第3四半期の早い段階を希望する。
- ③ 接続料水準に影響を及ぼしうる事項が生じた場合、MVNOに対して事前にできる限り早期に情報提供がなされることを希望する。

予測と実績の乖離を精算により調整することとすると、MVNOにおける予見性確保の面で課題が残る。二種指定事業者からは、将来原価方式の導入により接続料算定の工数が増加するため、算定時期の早期化は困難である旨の意見が示されているが、この課題を補うためにも、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保に向け、**接続料の算定を早期化することが適当**である。

一方で、予測値については、あまりにも早期に算定しなければならないこととすると、精度の面で支障が生じる可能性がある。よって、MVNO側の意見を踏まえつつ、**予測値に基づく接続料の算定は2月末まで、実績値に基づく接続料の算定は12月末までに行うこととする**ことが適当である。

MVNOへの情報開示

- 平成28年総務省告示第107号(電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件)を改正し、予測と実績の乖離について、MVNOにおいて、自らの努力によりある程度予想できるようにするため、開示の請求があった者に開示する情報に、次の情報を追加する。
 - ① 予測接続料と精算接続料についての原価、利潤及び需要の乖離率
 - ② 予測値の具体的な算定方法
- また、同告示において、需要の対前年度比について、現在は接続料算定後に更新することとされているところ、これを改正し、毎事業年度経過後6月以内に更新することとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

(4) 予測値の算定方法

MVNO委員会からは、予測と実績の乖離の具体的な要因を開示するよう要望がなされている。二種指定事業者において、予測と実績の乖離をなるべく小さくするよう算定を行ったとしても、予測と実績の乖離は生じ得るものであるところ、それによる経営の影響をなるべく小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離をある程度予想できるようにすることが重要であり、そのためには、予測値の算定に関する情報がMVNOにある程度提供されることが必要と考えられる。

そうした観点から、予測値の算定方法について、二種指定事業者の確認の上、可能な範囲で、情報開示の仕組み等により、MVNOにおいても確認できるようにすることが適当である。

また、予測値に基づき算定された原価、利潤及び需要について、実績値が算定された後、予測と実績の乖離の比率を、情報開示の仕組み等によりMVNOにおいて確認できるようにすることが適当である。また、それぞれの項目の乖離の理由についてもMVNOに情報提供がなされることが望ましく、まずは、二種指定事業者における自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うよう努めることとすることが適当である。

(6) 実績値等の算定期間

また、MVNOにおいて、予測と実績の乖離を事前にある程度予想できるようになると、業績予想や予算執行の修正を行いやすくなる考えられる。この点、需要については、二種接続会計に基づき計算するものではなく、原価及び利潤と比べて早期に算定することができるものと考えられる。現在、情報開示の仕組みにおいて、MVNOからの求めに応じ、原価、利潤及び需要の対前算定期間比を開示することとなっているところ、このうち、需要の対前算定期間比については、接続料算定後ではなく、遅くとも、9月末から開示されるようにすることが適当である。

具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねることとするところ、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成14年6月策定)において、①予測値の算定の考え方、②予測値の算定方法の検証、③予測と実績の乖離の理由に係る情報提供について規定する。

①予測値の算定の考え方

予測値の算定の考え方として、次の旨を規定。

- 二種接続料規則では、合理的な将来の予測を行うこととされており、**具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。**
- ただし、**予測と実績の乖離は生じ得る**ものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要。また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、**二種指定事業者が用いる情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることも重要。**
- より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、固定資産を構成する区分ごとに適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。
- 予測値の算定に当たっては、**過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる。**
- 具体的に、例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込みやシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

②予測値の算定方法の検証

予測値の算定方法の検証について、次の旨を規定。

- 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。
- この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、次のとおり指摘されている。
 - 検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である。
 - 検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に係る1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である。
- また、予測と実績の乖離の調整について、次のとおり指摘されている。
 - 今後、予測値の算定方法の検証を継続的行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である。

③予測と実績の乖離の理由に係る情報提供

予測と実績の乖離の理由についてのMVNOへの情報提供について、次の旨を規定。

- 予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。
- 情報開示告示の規定により、二種指定事業者は、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要に係る予測値の算定方法及び予測接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要に対する精算接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要のそれぞれの乖離率について、開示の請求のあった者に限り開示することとされているところ、これに加え、原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

MVNO委員会からは、予測と実績の乖離の具体的な要因を開示するよう要望がなされている。二種指定事業者において、予測と実績の乖離をなるべく小さくするよう算定を行ったとしても、予測と実績の乖離は生じ得るものであるところ、それによる経営の影響をなるべく小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離をある程度予想できるようにすることが重要であり、そのためには、予測値の算定に関する情報がMVNOにある程度提供されることが必要と考えられる。

そうした観点から、予測値の算定方法について、二種指定事業者の確認の上、可能な範囲で、情報開示の仕組み等により、MVNOにおいても確認できるようにすることが適当である。

また、予測値に基づき算定された原価、利潤及び需要について、実績値が算定された後、予測と実績の乖離の比率を、情報開示の仕組み等によりMVNOにおいて確認できるようにすることが適当である。また、それぞれの項目の乖離の理由についてもMVNOに情報提供がなされることが望ましく、まずは、二種指定事業者における自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うよう努めることとすることが適当である。

- 二種指定制度における接続料は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その算定対象機能や具体的な算定方法は、二種接続料規則、電気通信事業法施行規則、MVNOガイドライン等で規定されている。

(1) アンバンドル機能

- 二種接続料規則において、次の4つの機能について、接続料の設定を要することとされている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

(2) 接続料の算定方法

- 電気通信事業法において、接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 二種接続料規則において、接続料は、原価、利潤及び需要の実績値に基づく「実績原価方式」により算定することとされており、その具体的な算定方法が規定されている。

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

- 電気通信事業法第34条第3項第1号口の接続料を適正かつ明確に定めるべき機能(アンバンドル機能)は、二種接続料規則第4条に規定されている。

1 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2 データ伝送交換機能(注)	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続(※)した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能(CDMA2000を除く。) ※:L2接続のこと。
3 番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

注:データ伝送交換機能は、次の3部分に区分して接続料を算定することとされている。

- ① ②及び③に掲げる部分以外のもの(単位:回線容量)
- ② 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの(単位:回線数)
- ③ SIMカードの提供に係るもの(単位:枚数)

(参考9) 接続料の具体的な算定方法

原価

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

設備管理運営費

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

+

利潤

二種接続会計規則「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定
※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

他人資本費用 = **レートベース** × **他人資本比率** × **他人資本利子率**

正味固定資産価額 + 繰延資産 + 投資その他の資産 + 貯蔵品 + 運転資本

二種接続会計規則「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額

繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定

設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。) × (機能の提供から接続料収納までの平均的な日数 / 365日)

負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定

有利子負債(社債、借入金及びリース債務)に対する利子率及び有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

+

自己資本費用 = **レートベース** × **自己資本比率**(1 - 他人資本比率) × **自己資本利益率**

期待自己資本利益率の過去3年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は1のいずれかが低い方の値

+

利益対応税 = (自己資本費用 + レートベース × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 利子相当率) × 利益対応税率

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

需要

(通信料等の実績値)

赤字が予測値算定の対象項目。

(案)

情 郵 審 第 ※ ※ 号
令 和 元 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣
高 市 早 苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

印

答 申 書

令和元年9月27日付け諮問第3123号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 本件、第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当であると認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額） 第二十二條の二の九 法第二十六條の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。 「一 略」 二 書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電気通信サービス（移動端末設備（携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九條の二十八若しくは第四十九條の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。第二十二條の二の十五において同じ。）であつて、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げるものである場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定める額に相当する額（当該額が当該電気通信役務の提供に用いるSIMカード（第二十三條の九の五第一項第三号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）の提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあつては、当該通常請求される費用の額） イ 第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者（当該電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供（二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。） 第二十三條の九の三第一項に規定する接続料のうち、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第四條第二項第三号に規定する部分に係る接続料 「ロ 略」 「三 五 略」 （第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出） 第二十三條の九の三 法第三十四條第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで、様式第十七の四の九（第二種指定電気通信設備接続料規則第十六條第一項の規定に基づき接続料を設定する場合には、様式第十七の四の二から様式第十七の四の九まで）及び総務大臣が別に告示する様式の接続料（第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。）の算定の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限る、端数処理を行つて表示することができる。 「一 五 略」 2 前項の接続約款を変更しようとする者が第二種指定電気通信設備接続料規則第十七條第一項の規定により、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第十三條第三項に規定する予	（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額） 第二十二條の二の九 「同上」 「一 同上」 二 「同上」 イ 第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者（当該電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供（二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。） 第二十三條の九の三に規定する接続料のうち、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第四條第二項第三号に規定する部分に係る接続料 「ロ 同上」 「三 五 同上」 （第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出） 第二十三條の九の三 法第三十四條第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで、（第二種指定電気通信設備接続料規則第十六條第一項の規定に基づき接続料を設定する場合には、第十七の四の八まで）及び総務大臣が別に告示する様式の接続料（第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。）の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限る、端数処理を行つて表示することができる。 「一 五 同上」 〔新設〕

測接続料をいう。以下同じ。）又は精算接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。）を計算し、当該予測接続料又は当該精算接続料について接続約款を変更しようとする者がある場合における前項の規定の適用については、「四項中「その実施の日の七日前まで」とあるのは、「当該予測接続料について接続約款を変更しようとする者にあつては「基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。）の経過後十一月以内」と、当該精算接続料について接続約款を変更しようとする者にあつては「基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。）の経過後九月以内」とする。」とす。

様式第17の4の2（第23条の9の3関係）

1 音声伝送交換機能、MN P転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算定

〔表略〕

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「MN P転送機能」は同表1の項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ニに掲げる機能をいう。

〔2～5 略〕

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算定

データ伝送役 務に係る費用	回線容量課金 対象外費用			回線容量課金 対象費用			接続料対象外 費用			接続料原価	
	実績 値	参考 値	予測 値	実績 値	参考 値	予測 値	実績 値	参考 値	予測 値	実績 値	参考 値
	(事業年度)	(事業年度)	(事業年度)	(事業年度)	(事業年度)	(事業年度)	(事業年度)	(事業年度)	(事業年度)	(事業年度)	(事業年度)
営業費											
運用費											
施設保 全費											
共通費											
管理費											

様式第17の4の2（第23条の9の3関係）

1 音声伝送交換機能、MN P転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

〔表同左〕

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「MN P転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。

〔2～5 同左〕

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

データ伝送役 務に係る費用	回線容量課金 対象外費用	回線容量課金 対象費用	接続料対象外 費用	接続料原価
営業費				
運用費				
施設保 全費				
共通費				
管理費				
試験研 究費				
研究費 償却				
減価償 却費				
固定資 産除却 費				

試験研究費																			
研究費償却																			
減価償却費																			
固定資産除却費																			
通信設備使用料																			
租税公課																			
合計																			
費用区分		算定方法																	
営業費																			
運用費																			
施設保全費																			
共通費																			
管理費																			
試験研究費																			
研究費償却																			
減価償却費																			
固定資産除却費																			
通信設備使用料																			
租税公課																			

[注 1 ～ 5 略]

6 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により同項第 2 号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき第二種指定設備管理運営費を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した費用を記載すること。

7 「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により同項第 2 号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき算定された額を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 3 項に規定する予測接続料をいう。以

通信設備使用料					
租税公課					
合計					

[注 1 ～ 5 同左]

[新設]

[新設]

下同じ。)を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

8 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込み及びシナテム更新予定、会計方針及び会計基準の変更(加速償却、除却、減価償却方法の変更等)等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与える要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算定

	接続料原価			備考
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	
営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				
租税公課				
合計				
費用区分				
算定方法				
営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				

【新設】

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

貸借対照表の額	基礎事業年度の貸借対照表の額 (期首値)	基礎事業年度の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

注 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

3 他人資本費用

〔表略〕

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同表1の項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第6項により算定する場合を除く。）。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、1（機能に係るレートベース）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「機能に係るレートベース」の項には、1（機能に係るレートベース）により算定された値を用いること。

3 〔略〕

4 〔略〕

5 〔略〕

4 有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	基礎事業年度の期首値	基礎事業年度の期末値	平均値
有利子負債に該当する勘定科目			
有利子負債の合計額			

有利子負債比率	
---------	--

貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

〔新設〕

3 〔同左〕

〔表同左〕

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。）。

〔新設〕

2 〔同左〕

3 〔同左〕

4 〔同左〕

4 〔同左〕

負債の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の期首値	原価及び利潤の算定期間の期末値	平均値
有利子負債に該当する勘定科目			
有利子負債の合計額			

有利子負債比率	
---------	--

有利子負債以外の負債に該当する勘定科目				有利子負債以外の負債比率
有利子負債以外の負債の合計額				

合計額			
-----	--	--	--

注1 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

2 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

損益計算書上の勘定科目	基礎事業年度の損益計算書の額
合計	

貸借対照表上の勘定科目	基礎事業年度の貸借対照表の額（期首値）	基礎事業年度の貸借対照表の額（期末値）	平均値
合計			

有利子負債に対する利子率	
--------------	--

〔注1～3 略〕

4 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

6 自己資本費用

〔表略〕

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同表1の項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごと）に異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種

有利子負債以外の負債に該当する勘定科目				有利子負債以外の負債比率
有利子負債以外の負債の合計額				

合計額			
-----	--	--	--

注1 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

損益計算書上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の損益計算書の額
合計	

貸借対照表上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期首値）	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期末値）	平均値
合計			

有利子負債に対する利子率	
--------------	--

〔注1～3 同左〕

〔新設〕

6 〔同左〕

〔表同左〕

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同号ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごと）に異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種

類ごと)) に作成すること (同条第 1 項の表 1 の項口に掲げる機能の同条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第 13 条第 6 項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能 (第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 2 項に規定する将来原価方式対象機能をいう。) については、 1 (機能に係るレートベース) により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「機能に係るレートベース」の項には、 1 (機能に係るレートベース) により算定された値を用いること。

3 〔略〕

4 〔略〕

7 自己資本利益率

	基礎事業年度の 前々事業年度の 自己資本利益率	基礎事業年度の 前事業年度の自 己資本利益率	基礎事業年度の 自己資本利益率	過去三期平均 値
リスクの低い 金融商品の平 均金利				
β				
主要企業の平 均自己資本利 益率—リスク の低い金融商 品の平均金利				
自己資本利益 率				

〔注 1 ～ 3 略〕

4 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年
度をいう。

9 利益対応税

〔表略〕

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項の表に掲げる機能ごと (同表 1 の項口に定める機能にあつては、同条第 2 項各号に掲げる部分ごと (同項第 3 号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第 1 項の表 1 の項口に掲げる機能の同条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第 13 条第 6 項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能 (第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 2 項に規定する将来原価方式対象機能をいう。) については、 1 (機能に係るレートベース) 及び 6 (自己資本費用

) に作成すること (同条第 1 項の表 1 の項口に掲げる機能の同条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第 13 条第 2 項により算定する場合を除く。)。

〔新設〕

2 〔同左〕

3 〔同左〕

7 〔同左〕

	原価及び利潤の 前々算定期間の 自己資本利益率	原価及び利潤の 前算定期間の自 己資本利益率	原価及び利潤の 算定期間の自己 資本利益率	過去三期平均 値
リスクの低い 金融商品の平 均金利				
β				
主要企業の平 均自己資本利 益率—リスク の低い金融商 品の平均金利				
自己資本利益 率				

〔注 1 ～ 3 同左〕

〔新設〕

9 〔同左〕

〔表同左〕

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項の表に掲げる機能ごと (同項口に定める機能にあつては、同条第 2 項各号に掲げる部分ごと (同項第 3 号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第 1 項の表 1 の項口に掲げる機能の同条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第 13 条第 2 項により算定する場合を除く。)。

)により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。
 2 「自己資本費用」の項には6（自己資本費用）により算定された値を用いること。
 3 「機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率」の項のうち、「機能に係るレートベース」については、1（機能に係るレートベース）により算定された値を用いること。

[10 略]

11 利潤

[表略]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同表1の項口に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第6項により算定する場合を除く。）。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、3（他人資本費用）、6（自己資本費用）及び9（利益対応税）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「他人資本費用」、「自己資本費用」及び「利益対応税」の項には、それぞれ、3（他人資本費用）、6（自己資本費用）及び9（利益対応税）により算定された値を用いること。

12 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により算定する接続料の利潤

[表略]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により接続料を算定する場合に作成すること。

2 各項目のうち実績値及び三事業年度分の予測値を算定しているものについては、実績値を用いること。

3 [略]

4 [略]

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

項目	実績値 (事業年度) (単位：M bps)	実績値の 算定方法	参考値 (事業年度) (単位：M bps)	予測値 (事業年度) (単位：M bps)	予測値の 算定方法

[10 同左]

11 [同左]

[表同左]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項口に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。）。

12 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により算定する接続料の利潤

[表同左]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合に作成すること。

[新設]

2 [同左]

3 [同左]

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

1 [同左]

項目	値 (単位：Mbps)	備考
需要		

需要

[注 1 略]

2 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。

3 「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

4 「実績値の算定方法」の欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

5 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、データ伝送容量の拡充予定等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

項目	数値（単位：回線）			予測値の算定方法
	実績値 （事業年度）	参考値 （事業年度）	予測値 （事業年度）	
需要				

注 1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

2 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。

3 「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

4 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、データ伝送容量の拡充予定等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[注 1 同左]

2 備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

【新設】

【新設】

【新設】

1の2 〔同左〕

項目	数値（単位：回線）	備考
需要		

注 1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

〔1の3～3 略〕

様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料

	実績値 (事業年度)		予測値 (事業年度)	
	(設備等の算定上の区分)	計	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)				
利潤 (単位：円)				
需要 (単位：Mbps)				
(原価＋利潤) ÷ 需要				
当該機能による使用回数				
接続料単価				
備考				

〔注1～7 略〕

8 「予測値」の欄には、予測接続料 (第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。) を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けてそれぞれ記載すること。

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料

	実績値 (事業年度)	予測値 (事業年度)
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：回線)		
接続料単価		
備考		

〔注1～3 略〕

4 「予測値」の欄には、予測接続料 (第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。) を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けてそれぞれ記載すること。

〔1の3～4 略〕

様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)

役務別指定設備帰属明細表 (レポートベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

〔1の3～3 同左〕

様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)

1 〔同左〕

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：Mbps)		
(原価＋利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

〔注1～7 同左〕

〔新設〕

1の2 〔同左〕

	数値
原価 (単位：円)	
利潤 (単位：円)	
需要 (単位：回線)	
接続料単価	
備考	

〔注1～3 同左〕

〔新設〕

〔1の3～4 同左〕

様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)

役務別指定設備帰属明細表 (レポートベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

1 音声伝送役務

(単位：円)

役務の種類	音声伝送交換機能			MNP転送機能			SMS伝送交換機能			その他			合計	
	期首	期末	平均	期首	期末	平均	期首	期末	平均	期首	期末	平均	期首	期末
	値	値	値	値	値	値	値	値	値	値	値	値	値	値
電気通信事業固定資産														
有形固定資産														
(帳簿価額)														
機械設備														
空中線設備														
通信衛星設備														
端末設備														
市内線路設備														
市外線路設備														
土木設備														
海底線設備														
建築物														
構築物														
機械及び装置														
車両及び船舶														
工具、器具及び備品														
休止設備														
土地														
リース資産														
建設仮勘定														
有形固定資産合計														

(単位：円)

役務の種類	移動電気通信役務										データ伝送役務			
	音声伝送役務					データ伝送役務					データ伝送交換機能		その他	
	期首	期末	平均	期首	期末	期首	期末	平均	期首	期末	期首	期末	期首	期末
音声伝送交換機能	値	値	値	値	値	値	値	値	値	値	値	値	値	値
MNP転送機能														
SMS伝送交換機能														
その他														
合計														
電気通信事業固定資産														
有形固定資産														
(帳簿価額)														
機械設備														
空中線設備														
通信衛星設備														
端末設備														
市内線路設備														
市外線路設備														
土木設備														
海底線設備														
建築物														
構築物														
機械及び装置														
車両及び船舶														
工具、器具及び備品														
休止設備														
土地														
リース資産														
建設仮勘定														

無形固定資産												
海底線使用権												
衛星利用権												
施設利用権												
ソフトウェア												
のれん												
特許権												
借地権												
リース資産												
その他無形固定資産												
無形固定資産合計												
電気通信事業固定資産合計												

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項の表 1 の項イに掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同表 1 の項ハに掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同表 1 の項ニに掲げる機能をいう。

- 「音声伝送役務」の欄には、携帯電話に係るもののみを記載すること。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則第 16 条第 1 項の規定に基づき接続料を設定する場合の、自らの接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額及び共同設定者の同表の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額を記載すること。
- データ伝送役務

(単位：円)

役務の種類	実績値 (事業年度)						参考値 (事業年度)			予測値 (事業年度)		
	データ伝送交換機能			その他			データ伝送交換機能			データ伝送交換機能		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産												

有形固定資産												
合計												
無形固定資産												
海底線使用権												
衛星利用権												
施設利用権												
ソフトウェア												
のれん												
特許権												
借地権												
リース資産												
その他無形固定資産												
無形固定資産合計												
電気通信事業固定資産合計												

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項の表 1 の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。

- 「音声伝送役務」の欄には、携帯電話に係るもののみを記載すること。
- 「データ伝送役務」の欄には、携帯電話及び BWA に係るもののみを記載すること。
- 「データ伝送役務」の欄は、携帯電話、BWA 等の区分の別に従い、レポートベースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。
- 「データ伝送交換機能」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 項各号に掲げる部分の接続料（同項第 3 号に掲げる部分について、同令第 13 条第 2 項により算定する場合）には、当該接続料を除く。）ごと、同項第 3 号に掲げる部分の接続料について、SIM カードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIM カードの種類ごとに欄を分けて記載すること。

有形固定資産 (帳簿価額)															
機械設備															
空中線設備															
通信衛星設備															
端末設備															
市内線路設備															
市外線路設備															
土木設備															
海底線設備															
建物															
構築物															
機械及び装置															
車両及び船舶															
工具、器具及び備品															
休止設備															
土地															
リース資産															
建設仮勘定															
有形固定資産 合計															
無形固定資産															
海底線使用権															
衛星利用権															
施設利用権															
ソフトウェア															
のれん															
特許権															

[illegible]

ロに掲げる機能をいう。 2 携帯電話及びBWAに係るもののみを記載すること。 3 携帯電話、BWA等の区分の別に従い、レポートベースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。 4 「データ伝送交換機能」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料（同項第3号に掲げる部分について、同令第13条第6項により算定する場合には、当該接続料を除く。）ごと、同令第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。 5 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、自らの接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額及び共同設定者の同表の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額を記載すること。 6 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第3項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。 7 「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第3項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。 8 「算定方法」の欄には、資産区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込み及びシナテム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。	様式第17の4の7（第23条の9の3関係）
〔表略〕 注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表1の項ロに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同表1の項ヘに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ニに掲げる機能をいう。 2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算定）の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。	様式第17の4の7（第23条の9の3関係）

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項ヘに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。 2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。	様式第17の4の7（第23条の9の3関係）
〔表同左〕	〔表同左〕

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料についてS I Mカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてS I Mカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算定）及び同様式表2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算定）の該当する欄の値を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、様式第17の4の2表2及び同様式表2の2により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。なお、同令第13条第6項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。 4 「M N P転送機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能、M N P転送機能及びS M S伝送交換機能の接続料原価の算定）の「M N P転送機能」の該当する欄の値を記載すること。 5 「S M S伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能、M N P転送機能及びS M S伝送交換機能の接続料原価の算定）の「接続料原価」の「S M S伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。 〔6 略〕 様式第17の4の8（第23条の9の3関係） 1 貸借対照表に計上された額の合算 〔表略〕 〔注1・2 略〕 3 算定する接続料の基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の、その前事業年度、前々事業年度及び前々々事業年度ごとに作成すること。 4 「（電気通信事業者の別）」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。 〔5 略〕 2 営業外費用の合算 〔表略〕 〔注1 略〕 2 「（電気通信事業者の別）」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。 〔3 略〕	3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料についてS I Mカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてS I Mカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）及び同様式表2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）の該当する欄の値を記載すること。なお、同令第13条第2項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。 4 「M N P転送機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能、M N P転送機能及びS M S伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「M N P転送機能」の該当する欄の値を記載すること。 5 「S M S伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能、M N P転送機能及びS M S伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「S M S伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。 〔6 同左〕 様式第17の4の8（第23条の9の3関係） 1 〔同左〕 〔表同左〕 〔注1・2 同左〕 3 原価及び利潤の算定期間、前算定期間、前々算定期間並びに前々々算定期間ごとに作成すること。 4 「（電気通信事業者の別）」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。 〔5 同左〕 2 〔同左〕 〔表同左〕 〔注1 同左〕 2 「（電気通信事業者の別）」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。 〔3 同左〕
---	--

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率

	予測値	実績値	予測値／ 実績値	乖離が生じた理由
原価（単位：円）				
利潤（単位：円）				
需要（単位：Mbps）				
接続料単価				

- 注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。
- 2 「予測値」の欄には、「実績値」に記載する原価及び利潤の算定の基礎となった会計の事業年度に適用された予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。）の原価、利潤及び需要を記載すること。
- 3 「実績値」の欄には、様式第17の4の5表1（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料）により算定された実績値を記載すること。
- 4 「予測値／実績値」の欄には、予測値を実績値で除したものを百分率で記載すること。
- 5 「乖離が生じた理由」の欄には、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。
- 1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率

	予測値	実績値	予測値／ 実績値	乖離が生じた理由
原価（単位：円）				
利潤（単位：円）				
需要（単位：Mbps）				
接続料単価				

- 注1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。
- 2 「予測値」の欄には、「実績値」に記載する原価及び利潤の算定の基礎となった会計の事業年度に適用された予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。）の原価、利潤及び需要を記載すること。
- 3 「実績値」の欄には、様式第17の4の5表1の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料）により算定された実績値を記載すること。
- 4 「予測値／実績値」の欄には、予測値を実績値で除したものを百分率で記載すること。
- 5 「乖離が生じた理由」の欄には、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第二条 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(用語) 第二条 「略」 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一・二 略」 三 実績原価方式 法第三十四条第六項の規定により整理された会計（以下「二種接続会計」という。）及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要に基づき接続料を算定する方式をいう。 四 将来原価方式 二種接続会計及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要の、接続料が適用される事業年度に係る予測値に基づき当該接続料を算定する方式をいう。 (接続料の原価及び利潤) 第六条 「略」 2 接続料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定の基礎として用いる資産、負債及び純資産の額は、貸借対照表（接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいうるものとする。 3 接続料の原価及び利潤の算定期間は、次の各号に掲げる接続料の算定方式の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 一 実績原価方式 一年 二 将来原価方式 三年 (第二種指定設備管理運営費の算定) 第七条 「略」 2 前項の費用は、当該費用を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める費用の額を基礎として算定する。 一 実績原価方式 接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用の額 二 将来原価方式 接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用の額を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定された額 (他人資本費用) 第八条 「略」 「2 略」 3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、当該正味固定資産価額を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 実績原価方式 接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額 二 将来原価方式 接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎とし	(用語) 第二条 「同上」 2 「同上」 「一・二 同上」 「新設」 「新設」 (接続料の原価及び利潤) 第六条 「同上」 2 接続料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該法定機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表（接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいうるものとする。 3 接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。 (第二種指定設備管理運営費の算定) 第七条 「同上」 2 前項の費用は、接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用を基礎として算定する。 (他人資本費用) 第八条 「同上」 「2 同上」 3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。

て、合理的な将来の予測に基づき算定された額 〔459 略〕	〔459 同上〕
〔接続料設定の原則〕 第十一条 〔略〕	〔接続料設定の原則〕 第十一条 〔同上〕
2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。 一 実績原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値 二 将来原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値 〔3・4 略〕	2 前項の需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。
（音声伝送交換機能の接続料） 第十二条 第四条第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として実績原価方式に基づき設定するものとする。 （データ伝送交換機能の接続料） 第十三条 〔略〕	〔3・4 同上〕 （音声伝送交換機能の接続料） 第十二条 第四条第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。 （データ伝送交換機能の接続料） 第十三条 〔同上〕
2 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第一号及び第二号に掲げる部分（以下「将来原価方式対象機能」という。）の接続料は、将来原価方式を用いて算定する接続料及び実績原価方式を用いて算定する接続料を設定するものとする。 3 将来原価方式対象機能の将来原価方式を用いて算定する接続料（以下「予測接続料」という。）は、三事業年度分を、適用される事業年度ごとに区分して、設定するものとする。 4 将来原価方式対象機能の実績原価方式を用いて算定する接続料（以下「精算接続料」という。）は、専ら第十七条第四項の規定による精算に用いるものとする。 5 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料は、実績原価方式に基づき設定するものとする。 6 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤は、前章の規定にかかわらず、次に掲げる方法により算定することができる。この場合において、第二条第二項第三号の規定の適用については、「法第三十四条第六項の規定により整理された会計（以下「二種接続会計」という。）及び通信量等」とあるのは、「SIMカードの調達費用、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用、法第三十四条第六項の規定により整理された会計（以下「二種接続会計」という。）及び通信量等」とする。 〔一 略〕 二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第一号に掲げる部分の実績原価方式による接続料の算定に用いた利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。 〔計算式〕	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 2 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤については、前章の規定は適用しない。 〔一 同上〕 二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、前項第一号の接続料の算定における利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。 〔計算式〕 〔同上〕
第十四条 第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として、実績原価方式に基づき設定するものとする。	第十四条 第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)	
第十五条 第四条第一項の表一の項二に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として、実績原価方式に基づき設定するものとする。	
第十六条 〔略〕	
2 前項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
〔略〕	
第六条第二項	貸借対照表()
〔略〕	自らの貸借対照表()
第十三条第六項第二号	〔略〕
〔3 略〕	
第十七条 〔略〕	
2 事業者は、前項の規定に基づき接続料(将来原価方式対象機能に係るものを除く。以下この項において同じ。)を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該接続料の原価及び利潤の算定に当たり基礎となる二種接続会計の事業年度(以下「基礎事業年度」という。)の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該法定機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、当該金額を、基礎事業年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。	
3 第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第六項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料について、前項の規定は適用しない。	
4 事業者は、第一項の規定に基づき、精算接続料を計算し、その結果に基づき精算接続料を変更したときは、当該精算接続料と当該精算接続料の基礎事業年度に適用された予測接続料との差額に当該基礎事業年度に係る需要の実績値を乗じて得た金額を、他事業者と精算するものとする。	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)	
第十五条 第四条第一項の表一の項二に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。	
第十六条 〔同上〕	
2 〔同上〕	
〔同上〕	
第六条第二項	係る貸借対照表
〔同上〕	係る自らの貸借対照表
第十三条第二項第二号	〔同上〕
〔3 同上〕	
第十七条 〔同上〕	
2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。	
3 第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料について、前項の規定は適用しない。	
〔新設〕	

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則第二十条の九の三第二項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 第二条の規定による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）の規定は、基礎事業年度（新接続料規則第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）が平成三十年以降である接続料の算定から適用し、基礎事業年度が平成二十九年以前である接続料の算定については、なお従前の例による。

- 3 平成三十年及び令和元年度を基礎事業年度とする精算接続料（新接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。）に関する新接続料規則第十四条第四項の適用については、「その結果に基づき精算接続料を変更したときは、当該精算接続料と当該精算接続料の基礎事業年度に適用された予測接続料との差額に当該基礎事業年度に係る需要の実績値を乗じて得た金額を」とあるのは、「その結果に基づき接続料を変更したときは、当該精算接続料と当該精算接続料の基礎事業年度に適用された接続料との差額に需要の実績値を乗じて得た金額を、当該精算接続料の基礎事業年度の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、接続料の急

激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該精算接続料の基礎事業年度の期首まで遡及して」とする。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の五第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百七号（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第二項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(開示される情報) 第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。 「一七 略」 八 接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の実績原価方式(接続料規則第二条第二項第三号に規定する実績原価方式をいう。)を用いて算定される接続料について、原価(接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この条において同じ。)に利潤(接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この条において同じ。)を加えたものに対する原価の比率に関する情報 九 前号の原価、利潤及び接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の実績原価方式を用いて算定される接続料の算定に用いる需要(接続料規則第十一条第二項に規定する需要をいう。以下この条において同じ。)の対前年度比に関する情報 十 接続料規則第十七条第四項の規定により精算を行う予測接続料(接続料規則第十三条第三項に規定する予測接続料をいう。以下この号において同じ。)及び精算接続料(接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下この号において同じ。)について、当該精算接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要に対する当該予測接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要のそれぞれの比率に関する情報 十一 接続料規則第七条第一項及び第二項の規定により同項第二号に該当するものとして算定された第二種指定設備管理運営費、接続料規則第八条第三項の規定により同項第二号に該当するものとして算定された正味固定資産価額及び接続料規則第十一条第二項の規定により同項第二号に該当するものとして算定された需要について、その具体的な予測値の算定方法に関する情報 (開示の方法) 第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。 「一 略」 二 前条第一号、第二号及び第六号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号及び第七号から第十一号までに掲げる情報は開示の請求があった者に限り開示するものとする。 「三 略」 四 前条第九号の需要の対前年度比については、毎事業年度経過後六月以内に前事業年度の通信量等の実績に基づき情報の更新を行うものとする。 備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	(開示される情報) 第二条 「同上」 「一七 同上」 八 接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の接続料について、原価(接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この号において同じ。)に利潤(接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この号において同じ。)を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要(接続料規則第十一条第一項に規定する需要をいう。)の対前算定期間比に関する情報 「新設」 「新設」 (開示の方法) 第三条 「同上」 「一 同上」 二 前条第一号、第二号及び第六号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号、第七号及び第八号に掲げる情報は開示の請求があった者に限り開示するものとする。 「三 同上」 「新設」

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第四号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

○総務省告示第 号

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第八条第九項、第九条第四項及び第十六条第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百十号（接続料の算定に用いる値を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
(合理的に期待し得る利回りを勘案した値) 第二条 規則第八条第九項に規定する有利子負債以外の負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値は、次のとおりとする。 日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる事業年度に発行された長期国債であつて当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、三で除した値 一 基礎事業年度 当該事業年度の期末に最も近い日 二 基礎事業年度の前事業年度 当該事業年度の期末に最も近い日 三 基礎事業年度の前々事業年度 当該事業年度の期末に最も近い日	(合理的に期待し得る利回りを勘案した値) 第二条 規則第八条第九項に規定する有利子負債以外の負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値は、次のとおりとする。 日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であつて当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、三で除した値 一 原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日 二 原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日 三 原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日
備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の三の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第三十七号（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき様式を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき総務大臣が定める様式は、次のとおりとする。		【同上】	
様式第 1		様式第 1	
項目	基礎事業年度の前々事業年度の β	原価及び利潤の前々算定期間の β	原価及び利潤の前算定期間の β
	基礎事業年度の β	基礎事業年度の β	基礎事業年度の β
【略】		【同左】	
【注 1 ～ 5 略】		【注 1 ～ 5 同左】	
6 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。		【新設】	
様式第 2		様式第 2	
【表略】		【表同左】	
【注 1 略】		【注 1 同左】	
2 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）、その前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。		2 原価及び利潤の算定期間、原価及び利潤の前算定期間並びに原価及び利潤の前々算定期間ごとに作成すること。	
【 3 略】		【 3 同左】	
備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。			

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
〔平成14年6月策定 令和元年〇月最終改定〕

(下線部分は改正部分。表中の「」の記載は注記である。)

改 定 後		改 定 前
2	電気通信事業法に係る事項 (2) MVNOとMNOとの間の関係 2) 事業者間接続による場合 イ 二種指定事業者の接続に係る規律 (オ) 接続料の算定 ア) 原価算定の3ステップ・プロセス a 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能 (a) [略] b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、 <u>第二種指定電気通信設備接続会計規則</u> (平成23年総務省令第24号。以下「 <u>接続会計規則</u> 」という。)別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。 イ) ～ウ) [略] エ) リスクの低い金融商品の平均金利 二種接続料規則第9条第3項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、 <u>基礎事業年度</u> (第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する <u>基礎事業年度</u> をいう。以下同じ。)に発行された長期国債であって当該事業年度の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。 オ) 主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利 二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する「Japanese Equity Risk Premia Report」のうち、1952年から <u>基礎事業年度</u> の末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。 カ) [略] キ) データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要 二種接続料規則第11条第2項第1号では、 <u>需要は、接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とされており、同令第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。</u> ク) [略]	2 [同左] (2) [同左] 2) [同左] イ [同左] (オ) [同左] ア) [同左] a [同左] (a) [同左] b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、 <u>接続会計規則別表第3</u> に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。 イ) ～ウ) [同左] エ) [同左] 二種接続料規則第9条第3項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、 <u>算定期間</u> に発行された長期国債であって当該算定期間の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。 オ) [同左] 二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する「Japanese Equity Risk Premia Report」のうち、1952年から <u>算定期間</u> 末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。 カ) [同左] キ) [同左] 二種接続料規則第11条第2項では、「 <u>需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。上とされており、同令第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。</u> 」 ク) [同左]

ケ) 当年度精算 二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、基礎事業年度の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位<u>接続料</u>（令和元年度までに適用されるものに限る。）が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。 a 暫定値 ある事業年度の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該事業年度の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定が適用される事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や算定された接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。 b [略] コ) 将来原価方式を用いた算定 データ伝送交換機能のうち二種接続料規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる部分については、二種接続料規則第13条第2項の規定により、将来原価方式を用いて算定する接続料を設定することとされている⁴²ところ、将来原価方式においては、二種接続料規則第7条第2項第2号、第8条第3項第2号及び第11条第2項第2号の規定により、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額⁴³及び需要について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。 ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要である。 このため、予測値の算定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインその他の規定によるほか、次によることとする⁴⁴。 a 算定区分	
---	--

ケ) [同左] 二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、算定期間の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位<u>接続料</u>が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。 a 暫定値 ある算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定の年度を算定期間とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。 b [同左] [新設]	
---	--

	より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、接続会計規則別表第3の移動電気通信役務収支表に記載されている営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、接続会計規則別表第2の役務別固定資産帰属明細表に記載されている電気通信事業固定資産を構成する区分ごとに、それぞれの区分に応じて適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。 b 算定方法 予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる。 具体的に、例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。 また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。 c MVNOへの情報提供 予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第2条第10号及び第11号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率及び第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法について、開示の請求のあったMVNOに限り開示することとされているところ、これに加え、原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい。
	【脚注】 42 二種接続料規則第13条第2項において、将来原価方式対象機能の接続料は、予測接続料及び精算接続料を設定する旨規定されているところ、事業法第34条第1項の規定により新たに指定をされた二種指定事業者については、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、精算接続料は、指定後最初に設定する予測接続料が適用される事業年度を基礎事業年度とするものからの設定とすることができるものとする。 43 利潤の算定には正味固定資産価額の他にも様々な項目が用いられるところ、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書（令和元年9月）では、「まずは一種指定制度と同様正味固定資産価額を予測値算定の対象とし、他の項目については、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況に応じ、対象とすることについて検討を行っていくこととすることが適当である」とされている。なお、二種指定事業者が、より精度の高い予測

	【脚注】 【新設】
	【脚注】 【新設】
	【新設】

を行うため、他の項目についての予測値の算定を希望する場合は、二種接統料規則第3条の規定に基づき総務大臣の承認を受けて、当該算定を行う方法がある。	
44 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。この点、「接統料の算定に関する研究会」第三次報告書では、「検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接統約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である」、「検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に関係する1年度目の接統料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である」とされている。また、予測と実績の乖離について、「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である」とされている。	[新設]

注 上記のとおり脚注42から脚注44までを新設することに伴い、改定前の脚注42から脚注72までを3ずつ繰り下げる（本文に付記されている脚注番号を含む。）。